

平成 18 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について

〔平成 17 年 8 月 11 日〕
閣 議 了 解

平成 18 年度予算については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(平成 17 年 6 月 21 日閣議決定。以下「基本方針 2005」という。)を踏まえ、平成 17 年度に続き、従来の歳出改革路線を堅持・強化する。このため、従来にも増して、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化・効率化を実施する。また、これにより、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額についても極力抑制する。

平成 18 年度予算の概算要求については、以上のような基本的考え方を踏まえ、具体的には下記により行うものとする。

なお、平成 17 年度予算の執行に当たっても、行政経費等既定経費の一部について、その執行を留保するものとする。

記

1. 各省庁は、各所管ごとに、以下の(1) 及び(2) に規定する要望の上限額並びに(2) に規定する額の範囲内において、適正に積算を行い、要求・要望を行うものとする。

なお、下記の公共投資関係費及びその他の経費には、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」(昭和 62 年法律第 86 号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)第 2 条第 1 項第 2 号、第 2 条の 2 第 1 項及び第 7 条第 6 項に該当する事業に関し、産業投資特別会計に対する償還又は繰戻しに伴う国の負担又は補助に要する経費を含まないものとする。

(1) 公共投資関係費

公共事業関係費及びその他施設費(以下「公共投資関係費」という。)に係る予算措置の総額については、前年度当初予算における公共投資関係費に相当する額に 100 分の 97 を乗じた額の範囲内に抑制する。

公共投資関係費に係る各省庁の要望については、各所管ごとに、前年度当初予算における公共投資関係費に相当する額に 100 分の 97 を乗じた額（以下(1) において「要望基礎額」という。）を算出した上で、当該要望基礎額に 100 分の 120 を乗じた額を上限とする。

- なお、公共投資全般について、予算編成過程等において、
- イ 防災・減災等による安全社会の確立を始め、「基本方針 2005」を踏まえた施策の集中を図り、投資の重点化を一層推進する。
 - ロ 費用対効果分析等の客観的な評価に基づく採択の必要性の検証、再評価による継続事業の見直し等を一層徹底することにより、事業の厳格な選択を行う。
- ハ 既存ストックの有効活用、事業間の連携の強化、民間委託や民間資金等活用事業（PFI）の積極的活用、単価の適正化、事業期間の短縮化等を図ることにより、事業の透明性を十分確保しつつ、コストの縮減を推進する。特に、談合の排除など、入札・契約の透明性・公正性を確保し、執行段階における競争促進を図る。
- ニ 国と地方の役割分担の明確化等の観点から、引き続き直轄事業及び補助事業の見直しを行う。
- ホ 政策目的に照らし、公共事業から公共事業以外のより適切な政策手段へのシフトを図るなど、公共事業及び非公共事業の区分にとらわれない配分を行う。
- ヘ 地域間の予算配分が合理的なものとなるよう、社会資本の整備状況を踏まえて弾力的な配分を行う。

(2) その他の経費

義務的経費

イ 以下の（ ）ないし（ ）及び（注）に掲げる経費（以下「義務的経費」という。）については、各所管ごとに、前年度当初予算における各経費の合計額に相当する額の範囲内において、要求するものとする。

ただし、人件費に係る平年度化等の増減については、上記の額に加減算する。

また、補充費途として指定されている経費等（年金、医療等

に係る経費に限る。)については、高齢化等に伴う増加等から各般にわたる制度・施策の見直しによる削減・合理化を図ることとし、その増(各所管計 5,800 億円)の範囲内において、上記の額に加算することができる。

- () 補充費途として指定されている経費
- () 人件費
- () 法令等により支出義務が定められた経費等の補充費途に準ずる経費
- () 国家機関費(一般行政経費を除く。)及び防衛関係費に係る国庫債務負担行為等予算額
- () 予備費及び産業投資特別会計へ繰入に要する経費

(注) 平成 17 年度の国勢調査の実施に必要な経費の減等については、上記の金額に加減算する。

□ 義務的経費については、制度の根元にまで踏み込んだ抜本の見直しを行い、歳出の抑制を図ることとする。特に人件費については、「基本方針 2005」において、総人件費改革のための基本指針を平成 17 年秋までに策定し、平成 18 年度予算から順次反映させるとしていることを踏まえ、予算編成過程において、厳しく抑制する。

裁量的経費

その他の経費のうち、義務的経費を除く経費(以下「裁量的経費」という。)に係る予算措置の総額については、前年度当初予算における裁量的経費に相当する額に 100 分の 97 を乗じた額を上限として縮減を図る。

裁量的経費に係る各省庁の要望については、各所管ごとに、前年度当初予算における裁量的経費に相当する額に 100 分の 97 を乗じた額(以下(2)において「要望基礎額」という。)を算出した上で、当該要望基礎額に 100 分の 120 を乗じた額を上限とする。

(3) 各経費間の要求・要望の調整等

(1) 及び(2) に規定する公共投資関係費及び裁量的経費に係る要望基礎額並びに(2) に規定する義務的経費((2) イの規定

に基づき加算が認められている経費（人件費を除く。）及び既存債務の支払いに係る経費を除く。）の要求額については、その合計額の範囲内において、各経費間で所要の調整をすることができる。

この場合の公共投資関係費及び裁量的経費に係る各省庁の要望額は、(3) の調整を行う前の要望基礎額に 100 分の 120 を乗じた額に、当該調整に係る額を加減算した額を上限とする。

なお、「三位一体の改革について」（平成 16 年 11 月 26 日政府・与党合意。以下「三位一体改革に関する政府・与党合意」という。）を踏まえ、(1)及び(2)に規定する前年度当初予算における公共投資関係費、義務的経費（(2) イの規定に基づき加算が認められている経費（人件費を除く。）を除く。）及び裁量的経費にそれぞれ相当する額には、「三位一体改革に関する政府・与党合意」において平成 18 年度に行う「税源移譲につながる改革」の対象として確定している国庫補助負担金の額を含まないものとする。

(4) 予算配分の重点化促進のための加算

所管を越えた予算配分の重点化を促進するため、各省庁の要望を踏まえ、予算編成過程において、総額 1,000 億円の範囲内で、(1) 及び(2) に規定する予算措置の総額の上限に加算することができる。

(5) 各経費の重点化・効率化

「基本方針 2005」を踏まえ、従来にも増して、歳出全体の徹底した洗い直しを行い、制度・施策の抜本的な見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択を行うとともに、予算配分の重点化・効率化を実施することにより、社会経済情勢の変化を踏まえ緊要と考えられる施策等に必要な経費の確保を図ることとする。

このため、上記の各経費の重点化・効率化に当たっては、「基本方針 2005」の第 4 章 3「重点化と抑制の考え方」等を踏まえ、「活力ある社会・経済の実現に向けた重点 4 分野（人間力の向上・発揮 教育・文化、科学技術、IT、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方、公平で安心な高齢化社会・少子化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応）」へ施策を集中し、小さくて効率的な政府を実現し、少子高齢化とグローバル化に対応するとともに、民需主導の経済成長を確実なものとするための取組を推進することと

する。

各省庁の要求・要望に当たっては、上記のような重点化・効率化の考え方に真にふさわしい施策・事業に重点を置くこととする。

また、府省横断的な予算については、重複排除と関係府省間の連携を進めることとし、その際、引き続き「政策群」の手法を活用する。

2．なお、各省庁は、各所管ごとに、社会資本整備特別措置法第2条第1項第2号、第2条の2第1項及び第7条第6項に該当する事業に関し、産業投資特別会計に対する償還又は繰戻しに伴う国の負担又は補助に要する経費について、適正に積算を行い、要求するものとする。

3．上記による要求・要望に当たっては、行政の効率化・簡素化を進め、財源を最大限有効に活用するとの観点から、近年の物価水準の動向、規格・仕様の見直しによる単価の縮減、予算執行の状況並びに決算の状況及び審査結果等を適切に反映するなど積算を適正に行うとともに、施策の優先順位の厳しい選択や制度・施策の根元にまで踏み込んだ見直しを行うなど、所管の予算を聖域なく抜本的に見直すこととする。また、「行政効率化推進計画」（平成17年6月30日行政効率化関係省庁連絡会議改定）を着実に推進する。

上記の観点を踏まえ、要求・要望に当たっては、

(1) 予算の目的・効果等を分かりやすく示すとの観点及び政策評価の精度の向上を図りつつ、評価結果を概算要求に適切に反映するとの観点から、施策等の意図・目的、成果目標、必要性、効率性、有効性等を明らかにすることとする。その際、各省庁は、当該施策等について、執行の結果を把握し、原則として、決算額を施策ごとに把握することとする。

また、「基本方針2005」に基づく「成果重視事業」については、各省庁は、「基本方針2005」に沿って、その趣旨を踏まえた事業について要求・要望を行うものとする。

(2) 予算執行の実績を的確に把握し、その結果を適切に反映するとともに、執行実績の捉え方と合致させるべく、概算要求書の記載事項の見直しを行うこととする。

- (3) 庁費等の一般行政経費等については、納税者の視点に立って、所管の行政を見直し、その効率化に向け不断の努力を行うことを通じて、厳しく抑制する。
- (4) 科学技術振興費等については、総合科学技術会議などと、その提出前に、重複排除及び連携強化等の観点から所要の調整を行うものとする。なお、科学技術振興費に相当する額については、1(3)、(4)及び(5)に規定する枠組みの下、総合科学技術会議において行われている次期科学技術基本計画の策定のための議論も踏まえつつ、予算編成過程において経費の大胆な選択と集中を一層推進する。
- (5) 定員及び機構については、時代の要請に即応して行政の役割を見直すとともに、簡素にして効率的な行政の実現を図るとの基本的考え方に立ち、「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)、「基本方針2005」等を踏まえ、行政組織の減量・効率化の一層の推進を図るため、地方支分部局等の事務・事業の抜本的見直し、情報通信技術の活用等の取組を反映し、従来にも増して厳選したものとする。特に、定員については、大胆な再配置を進めるとともに、事務事業の徹底的な見直し等により、政府部門全体を通じた一層の純減の確保に取り組むこととする。
- 平成17年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人のうち、中期目標期間終了時の組織・業務の見直しに係る措置が決定されている法人については、当該措置を確実に要求に反映させることとする。また、本年中に組織・業務の見直しの結論を得ることとなる法人についても、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成15年8月1日閣議決定)及び「今後の行政改革の方針」を踏まえ、極力整理縮小する方向で見直しを進める。このほか、独立行政法人等及び特殊法人の新設・改廃に係る要求については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)、「今後の行政改革の方針」等既往の方針を踏まえて対処することとする。
- (6) 特殊法人等向け財政支出については、各省庁は、「特殊法人等整理合理化計画」、「今後の行政改革の方針」等既往の方針を踏まえ、根

底から洗い直して厳しく抑制する。

独立行政法人への運営費交付金等については、独立行政法人における業務運営の一層の効率化等を強力に推進し、厳しく抑制することとし、これを平成 16 年度の業務実績の厳格な評価のほか、組織・業務全般の見直しと併せて、平成 18 年度予算の要求・要望に反映させることとする。

公益法人への補助金・委託費等については、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成 14 年 3 月 29 日閣議決定)に係る措置を、平成 18 年度予算の要求・要望に確実に反映させることとする。

なお、特殊法人、独立行政法人、公益法人等への財政支出については、「基本方針 2005」において、平成 17 年秋までに策定することとされている総人件費改革のための基本指針に基づく人件費抑制の取組を十分踏まえることとする。

- (7) 補助金等については、国と地方及び官と民の役割分担や行政のスリム化等の観点から、制度改革を含め既存の施策や事業そのものの徹底的な見直しをはじめ、聖域なく見直しを行い、その整理合理化を積極的に推進することとする。特に、地方公共団体に対し交付される国庫補助負担金については、「三位一体改革に関する政府・与党合意」及び「基本方針 2005」等累次の基本方針を踏まえ、改革を着実に推進する。

このため、

各省庁は、「三位一体改革に関する政府・与党合意」及び累次の基本方針を踏まえ、可能なものについては平成 18 年度予算の要求・要望に反映させることとする。

地方公共団体に対し交付される補助金等のうち、国庫補助金であって公共投資関係費又は裁量的経費に区分されるものについては、予算編成過程において、前年度当初予算における額に対し、その 100 分の 5 に相当する額の削減を目指す。

各省庁は、「第 2 次地方分権推進計画」(平成 11 年 3 月 26 日閣議決定)や「地域再生基本方針」(平成 17 年 4 月 22 日閣議決定)等を踏まえ、地域の自主性・裁量性を拡大する観点から、統合補助金の対象事業の一層の拡充や、省庁の壁を越えた交付金化等の

補助金改革を推進する。

なお、「三位一体改革に関する政府・与党合意」において暫定措置を講ずるとされているものの取扱いについては、予算編成過程において検討するものとする。

(8) 地方公共団体の自主性を尊重し、地方公共団体が実施する事務・事業に対する国の関与を見直し、その廃止・縮減を図ることなどにより、財政資金の効率的使用を図る。また、地方公共団体の職員数の増加を伴う施策については、厳にこれを抑制する。

(9) 政府開発援助については、諸外国の動向を踏まえ、我が国の外交を効果的に展開するため、内容を精査し、効率化を進めつつ、事業量の戦略的拡充を図る。その際、重点地域及び重点分野を明確化し、官民のパートナーシップを強化する。同時に、「基本方針 2005」に示されたとおり、より効率的な執行に改善する等の改革を行う。

4．地方財政については、平成 18 年度の地方財政計画について所要の地方財政措置を講ずるに当たり、累次の基本方針を踏まえ、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、給与関係経費、投資的経費、一般行政経費等の地方歳出全般について徹底した見直しを行い、地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制し財源不足の縮小に努めるとともに、地方団体の自助努力を促していくことを進め、地方交付税総額を抑制する。

5．なお、「沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に盛り込まれた措置の実施の促進について」(平成 8 年 12 月 3 日閣議決定)に基づく沖縄関連の措置に係る経費、「平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」(平成 10 年法律第 35 号)等に基づく厚生年金保険事業に係る国庫負担等、「国民年金法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 104 号)附則第 15 条に基づく国庫負担割合の引上げに係る経費等、「平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」(平成 17 年法律第 19 号)に基づき国庫負担の特例措置が講じられている経費、「肉用子牛生産安定等特別措置法」(昭和 63 年法律第 98 号)に基づく交付金等及び「電波法」(昭和 25

年法律第 131 号) に基づく電波利用共益費用の平成 18 年度における取扱いについては、予算編成過程において検討するものとする。

- 6 . 特別会計についても、引き続き歳出改革の推進を図ることとし、「基本方針 2005」を踏まえ、各特別会計の性格に応じ、制度改革等を行い、歳出の効率化・合理化を推進するとともに、一般会計からの繰入や民間等からの借入を抑制することとする。

また、特別会計の person 費、事務費等の予算計上に当たっては、国会等での種々の指摘を踏まえ、決算の状況や物価動向等を適切に反映するなど積算を適正に行い、一般会計と同様、十分な合理化・効率化を図る。

- 7 . 上記による要求・要望に当たっては、8 月末日の期限を厳守するものとする。

また、各経費区分間において所要の調整をせざるを得ない場合には、上記に従って算出される額の合計額の範囲内とする。

なお、やむを得ない事情により、この期限後に追加要求を提出せざるを得ない場合であっても、上記に従って算出される額の範囲内とする。